

最近の年金関連トピックス

2019年4月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 公的年金関連	
1-1. 内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」を公表	… 4
1-2. 第7回 社会保障審議会年金部会の開催について	… 5
1-3. 第8回 社会保障審議会年金部会の開催について	… 7
1-4. 社会保障審議会「第8回年金財政における経済前提に関する 専門委員会」開催	… 9
1-5. 社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する 専門委員会」開催	… 11
1-6. 社会保障審議会「第10回年金財政における経済前提に関する 専門委員会」開催	… 12
1-7. 公的年金の2019年度の年金額改定について	… 13
2. 制度財政関連	
2-1. 「総合型確定給付企業年金基金における公認会計士等による 合意された手続等の実施にあたっての留意事項(依頼)」の発出	… 15
2-2. 「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に 関する実務指針」(公開草案)の公表について	… 19
2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践ハンドブック」を公表	… 23
2-4. 第1回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について	… 30
2-5. 第2回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について	… 31
2-6. 企業年金連合会、「企業年金制度研究会における議論の整理」を公表	… 33
2-7. 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の一部改正案等	… 34
2-8. 2019年度の予定利率について(厚年、DB)	… 37
2-9. 企業年金利回り7年ぶりマイナス	… 39
3. その他のトピックス	
3-1. 経済財政諮問会議にて今後の検討課題が提示	… 41
3-2. 経済財政諮問会議にて、経済財政運営における基本的態度等が提示	… 43
3-3. 厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に ヒアリング実施	… 45
3-4. 厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に2回目の ヒアリング実施	… 47
3-5. 厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に3回目の ヒアリング実施	… 48
4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2019年1月～3月)	… 50

※ 2019年1月～2019年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

本資料掲載のトピックス

《非継続基準の予定利率、調整幅を拡大》 ⇒ P. 37～38

確定給付企業年金にかかる非継続基準の予定利率の設定方法が改正されました。当該予定利率の基準となる利率は30年国債の5年平均利回りを基に毎年厚生労働大臣が定めますが、規約に定めれば当該基準利率を中心に一定範囲の枠内で設定することができます。従来は基準利率に0.8以上1.2以下の係数を乗じることで得た範囲でしたが、今回の改正で基準利率±0.5%以内の率を加減して得た範囲となりました。2019年度で言えば改正前の設定方法を用いると0.84%～1.26%だったものが、改正後は0.55%～1.55%となります。基準となる30年国債5年平均利回り(2018年末時点で1.05%)が2.5%以下であれば、予定利率の上限値を改正前より大きく設定できることとなります。

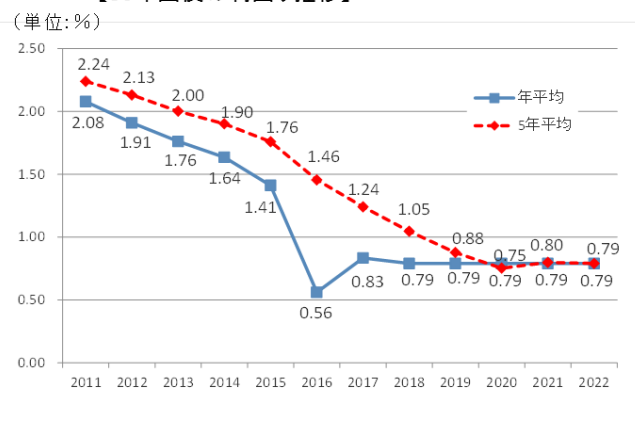
なお適用日は本年4月1日ですが、経過措置があります。具体的には2019年3月31日以前に終了する事業年度に係る事業及び決算に関する報告書が4月1日前に提出されていない場合、改正後の設定方法を適用することができ、非継続予定利率は0.74%～1.74% (=2018年度1.24%±0.5%)となります。

非継続基準の予定利率について基準利率より大きく設定することは、財政運営の安定化を図るためです。ただ、マイナス金利政策で長期金利が極端な低水準になったため、従来のような一定率を乗じる方法では財政運営の安定化の効果が得られにくくなっていったと言えます。企業年金連合会等からの要望もあり今般の改正に至ったと考えられます。

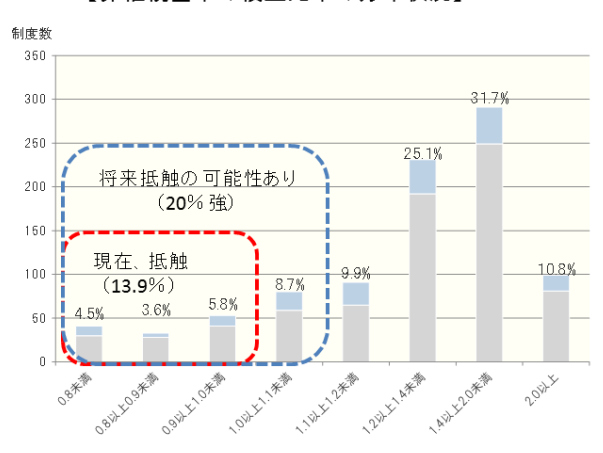
30年国債5年平均利回りは、2018年は1.05%、現状の金利水準が継続すると基準利率は0.8%程度で推移すると予想されます。弊社総幹事で、直近決算で非継続基準に抵触している制度は約14%ですが、今後の基準利率低下を考慮すると(その他の変動要因を無視すると)、20%近くの制度が非継続基準に抵触する懸念があります。今般の改正を活用し、財政運営の安定化を図ることは選択肢の1つと言えます。

一方、金利水準の低下で債券のインカムゲインが減少し、年金資産の期待運用収益が低下していることも事実です。予定利率の引下げやリスク対応掛け金の設定など積立方針の見直しで財政運営の安定化を図ることも検討に値すると思われれます。

【30年国債の利回り推移】



【非継続基準の積立比率の分布状況】



(注) 集計対象は弊社総幹事制度、2017年度

30年国債の利回りが、2018年並み(0.79%)で推移すると5年平均利回りは2019年度以降、0.8%程度まで下落する



現在、14%の制度が非継続基準に抵触。予定利率低下でさらに20%程度にまで拡大の懸念あり

1. 公的年金関連

1-1. 内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」を公表

- 老後の生活設計および公的年金制度への国民の意識について調査
- 2018年11月、全国の18歳以上の男女5,000人を対象に実施

～以下、メールマガジン「内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」を公表(1/23)」転載～

1月18日、内閣府より「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」が公表されました(※1)。同調査は、昨年(2018年)の11月に全国の18歳以上の男女5,000人を対象に行われたものです(回収率58.4%)。

同調査の目的は、老後の生活設計と公的年金に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とすることとされています。社会保障審議会年金部会にて、繰り下げ受給制度の周知の必要性が指摘されていることや、公的年金の財政検証の結果報告を今春頃に控えていることを背景に実施された可能性があります。

調査項目は、以下のとおりです。

1. 老後の生活設計について
 - (1)何歳まで仕事をしたいか(したか)
 - (2)老後の生活設計を考えたことの有無
2. 公的年金制度への関心および広報について
 - (1)公的年金制度に関心を持った年齢
 - (2)公的年金制度の仕組みや役割についての認識
 - (3)公的年金制度の情報源
 - (4)公的年金制度に関して知りたいこと
 - (5)公的年金制度の理解を広げるための方策

主な調査結果は以下のとおりです。

1-(1)「何歳まで仕事をしたいか(したか)」の項目には、61歳～65歳と回答した人が30.7%と最も多く、続いて66歳～70歳との回答が21.5%、51歳～60歳との回答が18.8%となりました。また、71歳以上との回答も合計で16.1%ありました。

また、老後の資産形成を考えたことがある人に、1-(2)-エ「老後に向け準備したい(した)公的年金以外の資産」を尋ねたところ、多い順に、預貯金72.2%、退職金(退職一時金や企業年金など)34.9%、民間保険会社などが販売する個人年金21.0%となっており、個人型確定拠出年金(iDeCo)との回答も10.1%ありました。(複数回答)

人生100年時代における資産形成の必要性が高まる一方で、将来的な公的年金の実質的な支給水準(所得代替率)は引き下げが見込まれています(※2)。

健康寿命の延伸と相まって就労期間の延長と自助努力による現役時代の資産形成の必要性は、今後ますます増していくものと思われれます。

(ご参考)

※1 内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」
<https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-nenkin/index.html>

※2 公的年金の2019年度の年金額
(マクロ経済スライドにより▲0.5%調整された結果、2019年度の年金額は2018年から0.1%の引き上げにとどまりました)
https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20190121nenkingaku.pdf

1-2. 第7回 社会保障審議会年金部会の開催について

- 2019年公的年金財政検証に向けて「年金財政における経済前提に関する専門員会」の検討結果が年金部会に報告
- 企業年金部会を改組し、「企業年金・個人年金部会」を設置することを報告

～以下、メールマガジン「第7回 社会保障審議会年金部会の開催について (1/31)」転載～

1月30日、第7回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)が開催されました。今回の年金部会では、2019年公的年金財政検証の進め方について「年金財政における経済前提に関する専門員会」(以下、専門委員会)での検討結果の報告がなされ議論が行われました。また、企業年金の課題を検討するため、「企業年金・個人年金部会」の設置が報告されました。今回の議題は以下のとおりです。

<今回の議題>

- (1)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)」における国民年金法の改正について
- (2)公的年金の今後の財政検証の進め方について
- (3)働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会の開催について(報告)
- (4)私的年金に関する検討について(社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催)(報告)

<内容>

事務局より以下の説明がなされ、意見交換が行われました。

- (1)「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)」における国民年金法の改正について
 - 医療保険の適正な利用のため、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において国内居住要件を導入する。なお、留学生や海外赴任に同行する家族など、一時的に国外に居住し、国内に生活の本拠がないとまではいえないケースなどは一定の例外を設ける。
- (2)公的年金の今後の財政検証の進め方について
 - 財政検証に用いる経済前提については一定の幅を持って設定することが必要とされており、具体的数値の設定については、関係する推計や試算等を踏まえて専門員会で議論し、改めて年金部会に諮る。
 - オプション試算については年金部会での議論を踏まえて以下のような試算を行う予定。(以下は試算案)
 - ・年金額改定ルールの見直し
(2016年改正の年金額改定ルールの効果測定ができるよう、物価・賃金変動を想定した場合)
 - ・被用者保険の更なる拡大
(所定労働時間週20時間以上である短時間労働者を適用対象とした場合)
(一定の賃金収入がある全ての被用者を適用対象とした場合)
 - ・保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択化
(現行20～60歳の保険料拠出期間延長や年金受給開始可能期間を拡大した場合)
- (3)働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会の開催について(報告)
 - 短時間労働者に対する社会保険の適用範囲の在り方、働き方の多様化等を踏まえた社会保険の適用におけるその他の課題について検討を実施するため、昨年12月に設置された懇談会。
 - 今後、関係者へのヒアリングを1～3月に実施した後、論点の整理を行い年金部会に報告される予定。

1-2. 第7回 社会保障審議会年金部会の開催について

(4)私的年金に関する検討について(社会保障審議会企業年金部会・個人年金部会の開催)(報告)

○人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労機会の拡大・多様化を受けた対応が、公的年金、私的年金ともに必要となっていることから、企業年金部会を改組し「企業年金・個人年金部会」を設置し、先の改正で継続課題とされた事項を含め、以下のような検討課題の議論を開始する。

- ・人生100年時代を見据えた制度設計
(加入可能年齢、拠出限度額、受給開始可能年齢等、拠出時・給付時の仕組み)
- ・企業年金の普及・拡大
(中小企業施策、柔軟で弾力的な設計等)
- ・働き方・ライフコースの多様化への対応
(個人型DCの普及・改善、ポータビリティ等)
- ・資産運用、企業年金ガバナンス等

<出席委員からの意見>

- 国民年金第3号被保険者認定に国内居住要件を導入することは適正と考える
- 公的年金財政検証は、将来を見通す予測ではなく、現時点で得られるデータを一定のシナリオで将来の年金財政へ投影するものである。
- 公的年金財政検証結果は、国民へ分かりやすく伝えることが必要。
- 公的年金の給付水準がマクロ経済スライドにより今後低下していくことを踏まえ、公的年金と私的年金の関係、あり方についても検討していく必要がある。

<今後の予定について>

- 2019年財政検証の経済前提については、経済見通しや人口推計の発表を踏まえて専門委員会でとりまとめられ年金部会へ報告。
- その後、2019年財政検証作業が実施され、検証結果を年金部会へ報告。
- 検証結果を踏まえて、年金部会で議論されている検討課題について、9月末を目途に議論が進められ、必要な法律改正等が行われていく予定。
- 次回の年金部会の開催時期等は明らかにされていません。

<ご参考資料>

◎第7回社会保障審議会年金部会に関する資料(厚生労働省HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00006.html

1-3. 第8回 社会保障審議会年金部会の開催について

- ・「年金財政における経済前提に関する専門員会」の検討結果を了承
- ・年金広報についての意見交換・遺族年金についての説明も実施

～以下、メールマガジン「第8回 社会保障審議会年金部会の開催について
(3/13)」転載～

3月13日、第8回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)が開催されました。今回の年金部会では「年金財政における経済前提に関する専門員会」(※1)での検討結果の報告がなされ、了承されました。今回提示された経済前提に基づき、2019年財政検証が進められていくこととなります。

今回の議題と内容は以下のとおりです。

(※1)2019年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会の審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う委員会として設置

<内容>

- 1.2019年財政検証について
- 2.年金財政における経済前提について(報告)

【2019年財政検証における経済前提の設定ケース】

・2014年財政検証では、全要素生産性(以下、TFP)上昇率について0.5～1.8%の8ケースの経済前提が設定されましたが、今回は0.3～1.3%の6ケースを設定。

(詳細は3月8日付メールマガジン「社会保障審議会「第10回年金財政における経済前提に関する専門員会」開催について」をご参照)

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20190308senmon.pdf

【2019年財政検証におけるオプション試算の内容】

- (1)年金額改定ルールの見直し
 - ・2016年年金改革法の賃金・物価スライド見直しの効果を測定できるよう、物価・賃金が景気の波により変動する場合等を想定した場合
 - (2)被用者保険の更なる適用拡大
 - ・一定の賃金収入がある全ての被用者を被用者保険の適用対象とした場合
 - ・被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件や企業規模要件等を見直した場合
 - (3)保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択化
 - ・現行の20～60歳の保険料拠出期間の延長や年金の受給開始可能期間の拡大等を行った場合
 - ・現在70歳未満となっている厚生年金の加入年齢を引き上げた場合
- ※上記試算を行う際は、法定の財政検証と比べて、マクロ経済スライドの調整期間がどう変わるか、受け取る年金水準にどう影響が出るのか、が分かるよう示す

3.年金広報について

- ・年金広報の実施状況および海外の年金広報について事務局から説明がなされ、今後の課題について意見交換が行われました。
- ・今年2月7日より有識者による「年金広報検討会」が開催されており、引き続き、今後の年金広報の在り方と推進策について検討が行われる予定です。

1-3. 第8回 社会保障審議会年金部会の開催について

4.遺族年金制度について

- ・遺族年金について、これまでの制度改革の概要と遺族年金を取り巻く環境変化、諸外国の遺族年金について事務局から説明が行われました。本日は時間の関係上意見交換は行われていません。
- ・遺族年金については、2015年1月21日「社会保障審議会年金部会における議論の整理」の中で「社会の変化に合わせて時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良い」とされており、引き続き、遺族年金の在り方について検討が行われていく予定です。

<今後の予定>

- ・次回の年金部会の開催時期等は明らかにされていません。

<ご参考資料>

◎第8回社会保障審議会年金部会に関する資料(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00009.html

1-4. 社会保障審議会「第8回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

- 2019年公的年金財政検証に向けて経済前提の中間報告案について議論

～以下、メールマガジン「社会保障審議会「第8回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催(12/26)」転載～

12月25日、社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会(※1)(第8回)」(以下、専門委員会)が開催されました。

主な内容は以下のとおりです。

(※1)2019年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会における審議に資するため専門的・技術的な事項について検討を行う委員会として設置

<会議の主旨>

・2019年財政検証に向けての基本的な考え方について、専門委員会および検討作業班で議論が行われてきましたが、年金部会への中間報告案がまとめられ意見集約が行われました。来年1月頃に年金部会への中間報告が行われる予定です。

<中間報告案の概要>

○財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方

- ・財政検証は、2004年改正により導入された給付と負担の均衡を自動的に図る仕組み(マクロ経済スライド)の中で、長期的な財政の健全性を検証するもの
- ・財政検証においては人口や経済の長期的な前提を設定する必要があり、少なくとも5年ごとに最新データを用いて検証することが法定されている
- ・財政検証の結果は、将来の状況を正確に見通す予測(forecast)ではなく、現時点で得られるデータを将来の年金財政に投影(projection)するものであり、複数のシナリオを幅広く設定し幅を持って解釈する必要がある。また、財政検証は100年にわたる超長期の推計であり、足下の一時的な変動にとらわれず、超長期の視点に立つ必要がある
- ・年金財政へ影響を与えるのは収入・支出の中で賃金上昇に連動しない部分であり、「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り(スプレッド)」が重要

○経済モデルの建て方とパラメータの設定について

- ・長期の経済前提の設定に用いるマクロ経済に関する試算の枠組み(経済モデルの建て方)は2014年財政検証時と同様の手法を用いる
- ・幅広い複数ケースの設定に当たっては、2014年財政検証と同様、全要素生産性(TFP)上昇率を基礎とすることが適当
- ・その他のパラメータの設定も、2014年財政検証と同様とすることが適当

○運用利回りの設定について

- ・2014年財政検証は将来の実質長期金利の長期的な平均値を推計した上で、内外株式の分散効果を上積みするという考え方で設定していたが、近年、長期金利は中央銀行の政策の影響を受けること、また、GPIFの市場運用開始から17年以上が経過し、運用実績を活用する環境が整ったことから、今回からはGPIFの実績を活用することが適当

1-4. 社会保障審議会「第8回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

○経済変動を仮定する場合の設定について

・2016年改正法(公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律)の附帯決議により、今回の財政検証においては、新たな年金額改定ルールが発動されるような経済前提を設定

<今後の予定>

- ・パラメータの具体的な設定については、来年1～3月頃に公表される予定の内閣府「中長期の経済財政に関する試算」及び(独)労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」を踏まえて、改めて専門委員会で議論のとりまとめが行われ、来年春頃に年金部会に対して専門委員会から最終報告が行われる予定です
- ・次回の専門委員会の開催時期等については明らかにされていません

<ご参考資料>

◎年金財政における経済前提に関する専門委員(第8回)資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03012.html

1-5. 社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

- ・ 経済前提の設定に用いる経済モデル等に関し検討
- ・ 6ケースを設定する「案」が提示

～以下、メールマガジン「社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催(2/21)」転載～

2月21日、社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会(※1)(第9回)」(以下、専門委員会)が開催されました。主な内容は以下のとおりです。

(※1)2019年公的年金財政検証における経済前提等について年金部会における審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う委員会として設置

<会議の概要>

- ・2019年財政検証に用いる経済前提の「基本的な考え方」については、1月30日の年金部会に中間報告が行われ了承されています。
- ・今般、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(経済財政諮問会議)および、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」(雇用政策研究会)の公表を受け、経済前提の設定に用いる経済モデル等に関する検討が行われました。

<経済前提に関する設定ケース「案」について>

- ・2014年財政検証では、全要素生産性(以下、TFP)上昇率について0.5～1.8%の8ケースの経済前提が設定されましたが、今回は0.4～1.3%の6ケースを設定する「案」が提示されました。

【成長実現ケース】

- ケース1:TFP上昇率1.3%、物価上昇率2.0%、労働投入量「経済成長と労働参加が進むケース」
- ケース2:TFP上昇率1.1%、物価上昇率1.6%、 " 「同上」
- ケース3:TFP上昇率0.9%、物価上昇率1.2%、 " 「同上」

【ベースラインケース】

- ケース4:TFP上昇率0.8%、物価上昇率1.1%、労働投入量「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」
- ケース5:TFP上昇率0.6%、物価上昇率0.8%、 " 「同上」
- ケース6:TFP上昇率0.4%、物価上昇率0.5%、労働投入量「経済成長と労働参加が進まないケース」

<今後の予定>

- ・引き続き、経済前提の設定等についての議論が進められ、本専門委員会としての議論がとりまとめられ、春頃に年金部会へ最終報告が行われる予定です。
- ・次回の専門委員会の開催時期等については明らかにされていません。

<ご参考資料>

◎年金財政における経済前提に関する専門委員(第9回)資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03685.html

1-6. 社会保障審議会「第10回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

- ・ 2019年公的年金財政検証の経済前提を了承

～以下、メールマガジン「社会保障審議会「第10回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催(3/8)」転載～

3月7日、社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会(※1)(第10回)」(以下、専門委員会)が開催されました。

2019年公的年金財政検証の経済前提について「年金財政における経済前提について」として取りまとめられ、了承されました。

(※1) 2019年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会の審議に資するため、専門的・技術的な事項について検討を行う委員会として設置

<2019年財政検証における経済前提の設定ケース>

- ・2014年財政検証では、全要素生産性(以下、TFP)上昇率について0.5～1.8%の8ケースの経済前提が設定されましたが、今回は0.3～1.3%の6ケースが設定されました。
- ・なお、第9回専門委員会で提示された経済前提のうち、ケース6については、TFP上昇率が0.4%から0.3%に下方修正されました。
- ・また、運用利回りに関しては、市場運用を2001年度に開始し実績が積み上がっていることから、ケース1～5について、GPIFの運用実績を活用することとされました。(ケース6はイールドカーブを用いる)

【内閣府成長実現ケース／経済成長と労働参加が進むケース(2029年度以降)】

- ケース1: TFP上昇率1.3%、物価上昇率2.0%、実質運用利回り3.0%
- ケース2: TFP上昇率1.1%、物価上昇率1.6%、" 2.9%
- ケース3: TFP上昇率0.9%、物価上昇率1.2%、" 2.8%

【内閣府ベースラインケース／経済成長と労働参加が一定程度進むケース(2029年度以降)】

- ケース4: TFP上昇率0.8%、物価上昇率1.1%、実質運用利回り2.1%
- ケース5: TFP上昇率0.6%、物価上昇率0.8%、" 2.0%

【内閣府ベースラインケース／経済成長と労働参加が進まないケース(2029年度以降)】

- ケース6: TFP上昇率0.3%、物価上昇率0.5%、実質運用利回り0.8%

<今後の予定>

- ・本専門委員会のとりまとめ結果は、3月13日開催の「第8回社会保障審議会年金部会」に報告される予定です。
- ・年金部会で了承された後、2019年財政検証が実施される予定です。

<ご参考資料>

◎年金財政における経済前提に関する専門委員(第10回)資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03851.html

1-7. 公的年金の2019年度の年金額改定について

- 2019年度の公的年金の年金額は、2018年度から0.1%引き上げ
- 名目手取り賃金変動率(0.6%)に、2018年度・2019年度のマクロ経済スライドの調整を加味

～以下、メールマガジン「公的年金の2019年度の年金額改定について(1/21)」転載～

厚生労働省は、総務省が2018年平均の消費者物価指数を公表したことを受け、公的年金の2019年度の年金額を、2018年度から0.1%引き上げることを公表しました。

公的年金の年金額は、毎年、物価や賃金の上昇率に応じて、改定されます。法律による年金額改定ルールでは、今回のように、「物価変動率>賃金変動率>0」である場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに、名目手取り賃金変動率を用いることとなります。

2019年度の年金額改定は、物価変動率(1.0%)が名目手取り賃金変動率(0.6%)よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(0.6%)を用います。

さらに2019年度は、名目手取り賃金変動率(0.6%)にマクロ経済スライドによる2019年度のスライド調整率(▲0.2%)(※1)と2018年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)(※2)を差引きし、改定率は0.1%となります。

※1 マクロ経済スライドとは、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて算出されるスライド調整率(平成30年度は0.3%)を、物価と賃金の変動がプラスとなる場合に改定率から控除することによって給付水準を調整する仕組みです。

※2 マクロ経済スライドの未調整分とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。この仕組みは、2016年の年金制度改正において導入された仕組みです。

(ご参考)

厚生労働省 プレスリリース

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/000468259.pdf>

2.制度財政関連

2-1. 「総合型確定給付企業年金基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項(依頼)」の発出

- 厚生労働省がAUPの手続および実施スケジュール等の事務連絡を発出
- 年金資産(純資産)が20億円超の総合型DBを対象とし、2019年度決算から適用

三菱UFJ年金ニュースNo.477(1/7)

ポイント

- 総合型確定給付企業年金基金(以下、総合型DB)のガバナンス見直しに関して、厚生労働省から事務連絡^{※1}が、2018年12月27日に発出されました。
- 主な内容は以下のとおりです
 - ✓ 2018年6月22日「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」^{※2}で通知された総合型DBに関する公認会計士等と合意された手続業務(以下、AUP)^{※3}の手続および実施スケジュール等
 - ✓ 年金経理の年金資産(純資産)が20億円超の総合型DBが対象
 - ✓ 2019年度決算(2019年4月1日から2020年3月31日までの間に開始する事業年度の決算)から適用
- なお、2019年1~2月頃に、企業年金連合会による「総合型企業年金基金 AUP実践ハンドブック~AUPを効率的に受けるために~」及び日本公認会計士協会による「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」が公表される予定

※1 [「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項\(依頼\)」](#)

※2 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令\(平成30年厚生労働省令第77号\)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」\(平成30年6月22日年企発0622第1号\)](#)

(ご参考) [確定給付企業年金制度の主な改正\(平成30年6月22日施行\)](#)

(ご参考) [「三菱UFJ年金ニュース No.466」\(平成30年6月25日\)](#)

※3 Agreed Upon Procedures(合意された手続)

2-1. 「総合型確定給付企業年金基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項（依頼）」の発出

事務連絡の内容

<会計監査及びAUPの性質>

項目	内容
AUPの性質	<ul style="list-style-type: none"> ➢ AUPの業務提供者(公認会計士等)と総合型DBとの間で、確認する具体的な手続についてあらかじめ合意したうえで、業務提供者は当該合意された手続を実施 ➢ 総合型DBは、業務提供者から報告された手続の実施結果に基づいて、自らの責任で結論を導くことが基本となる ➢ 監事が当該実施結果を活用して監査を実施し、自らの責任で結論を導くことにより、総合型DBは、最終的にAUPの実施結果を踏まえた評価を得ることができる

<スケジュールについて>

項目	内容
業務提供者名簿の提示	<ul style="list-style-type: none"> ➢ AUP導入に際し、公認会計士に対して年金基金の実務等に関する研修を行い、当該研修を受講した公認会計士の名簿について、2019年5～6月頃に総合型DBに提供予定(その後は定期的に更新予定) ➢ 各基金の契約相手としては、当該名簿の登載者を推奨
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ➢ AUPの結果は、監事監査に活用するため、少なくとも監事意見書の提出前に完了させておくことが適切である ➢ 3月決算の場合、2019年度中に、決算の確定を待たずに実施可能な手続について先行実施し、2020年4月以降は、残りの決算数値に係る手続を実施する方法が考えられる ➢ この場合、逆算して、2019年12月までの間に実施する手続を決定し、業務提供者との契約を完了させることが望ましい

【AUPのスケジュール例(3月決算の場合)】

項目	実施内容の概要	2019年7～12月	2020年1～3月	2020年4～5月	2020年6～7月
契約段階	事務体制の把握				
	実施手順の決定	→★			
	その他の契約手続				
手続実施段階	事務体制の把握		→	→	→
	期中に係る手続の実施		→		
	期末以降に係る手続の実施			→	→★
実施結果報告書提出段階	実施結果報告書の提出				→★

2-1. 「総合型確定給付企業年金基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項（依頼）」の発出

事務連絡の内容（続き）

<スケジュールについて>（続き）

項目	内容
契約段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各基金と業務提供者との間のAUPの契約にあたって、両者間でAUPの具体的な実施手続を協議・決定する必要がある ✓ 契約の仕方については、以下の二通りが考えられる <ol style="list-style-type: none"> ① 契約締結時点で、具体的な実施手続の内容について協議し、実施手続を記載した契約書を締結 ② 具体的な実施手続については後日協議のうえ決定する旨を明記した契約書を締結した後、ヒアリング等を行ったうえで覚書などを締結
手続実施段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務提供者は金融機関に関する確認手続を行う必要があるため、総合型DBは当該確認のための依頼状を準備し、2020年3月以降、業務提供者に渡しておくこと
実施結果報告書提供段階	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総合型DBは、監事監査の時期を考慮のうえ、業務提供者との間でAUPの実施結果報告書の提出時期についてあらかじめ協議しておくこと

<契約方法、予算及び決算に係る事項について>

項目	内容
契約の方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 随意契約の他、競争入札によることも考えられるが、各基金における諸規程に従い、適切に契約すること
予算の見込み方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2019年度予算の策定にあたってAUPの実施に係る費用を見込む必要がある
実施費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一括払いのほか、月払いや四半期払い等が考えられるが、業務提供者との間であらかじめ協議しておくことが望ましい
決算時に実施費用を計上する勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 損益計算書における業務経理業務会計の費用勘定の大分類「業務委託費」のうち、中分類「業務委託費」に該当、小分類科目としては「AUP費」を新たに作成のうえ、当該科目に計上する
実施費用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 費用については、基金の内部統制の整備状況や運用資産の保全状況等により変動するが、厚生労働省で試算した結果、64～87万円程度と見込まれている

<実施結果の活用及び開示について>

項目	内容
AUP実施結果報告書の特質	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPは会計監査と異なり保証業務でないため、AUPが保証業務と誤認されないよう、AUPの実施結果報告書において保証業務でない旨が明瞭に記載される ✓ 手続の目的等を知らない者にAUPの実施結果報告書を誤用されないように、手続等に合意した関係者のみに配布及び利用が制限される

2-1. 「総合型確定給付企業年金基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項（依頼）」の発出

事務連絡の内容（続き）

<実施結果の活用及び開示について>（続き）

項目	内容
監事監査における実施結果報告書の活用及び監事の役割	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監事は、AUPの実施結果を監事監査の補完的資料として活用し、自らの責任において財務諸表が基金の運営実績を適切に表示しているか否かについて確認し監事意見書として提出すること ✓ 内部統制に係る業務の改善に関する事項について、必要に応じて意見の提出及び代議員会への報告を行うこと
実施結果報告書の開示の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPの実施結果報告書は、その性質上、配布及び利用について一定の制限が行われていることから、原則、代議員会等に限りて報告されるものと考えられる ✓ しかし、事業主、加入者及び受給権者に対しても基金の財務諸表等が運営実績を適正に表示しているか否かについて報告することは重要であることから、例えば、年金便りにおいて、AUPの実施結果を周知することが適切である（主な記載事項は次の項目を参照） ✓ 事業主に対しては、これに加え、代議員会にAUPの実施結果を報告した議事録や代議員会に監事監査の結果を報告した資料等を共有することも想定される ✓ 事業主、加入者及び受給権者から当該報告書の閲覧の希望があった場合、各基金は閲覧希望者にAUPの特質について説明し、業務提供者の合意を得たうえで開示することができる ✓ 行政当局から当該報告書の開示を求められた場合は対応要
年金便りにおいて周知する場合の主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPは会計監査と異なり、実施した内容について結果を保証するものではない旨 ✓ 報告書を踏まえて実施された監事監査の意見及び代議員会の判断（なお、監事の意見及び代議員会の判断が「運営実績を適正に表示している」以外の場合においては、その内容及び代議員会の対応） ✓ 監事が業務の改善に関する事項として意見を提出した場合は、その内容及び代議員会の対応

<その他>

項目	内容
実務マニュアル及び実務指針の公表	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2019年1～2月頃に、企業年金連合会が設置した実務マニュアル及び研修内容作成委員会によるAUP実施のための「総合型企業年金基金 AUP実践ハンドブック～AUPを効率的に受けるために～」及び日本公認会計士協会による「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」が公表予定

2-2. 「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について

- 日本公認会計士協会がAUPに関する実務指針の公開草案を公表
- 目的・要求事項・適用指針をまとめている

三菱UFJ年金ニュースNo.478(1/23)

ポイント

- ✓ 総合型確定給付企業年金基金のガバナンス見直しに関しては、既に厚生労働省から事務連絡^{※1}が発出されていますが、1月17日に、日本公認会計士協会から「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)^{※2}が公表され、意見募集が開始されましたのでご案内します。
- ✓ 主な内容は以下のとおりです
 - 2018年6月22日「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」^{※3}で通知された総合型DBIに関する公認会計士等と合意された手続業務(以下、AUP)^{※4}を実施するに当たって、遵守すべき事項等(本実務指針の目的、要求事項、適用指針等)をまとめたものです。
 - 本実務指針は、公表日以降に発行する「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続実施結果報告書」に適用されます。
 - 意見募集期間:2月7日(木)17時まで

※1 [「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項\(依頼\)」](#)

(ご参考)「三菱UFJ年金ニュース No.477」(2019年1月7日)

※2 [「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」\(公開草案\)の公表について](#)

※3 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令\(平成30年厚生労働省令第77号\)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」\(平成30年6月22日企発0622第1号\)](#)

※4 Agreed Upon Procedures (合意された手続)

2-2. 「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について

実務指針案の内容

<本実務指針の適用範囲及び目的>

項目	内容
AUPの特質	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUP実施者の報告は、手続実施結果を事実と則して報告するのみにとどまり、手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証の提供もしない ✓ 実施結果の利用者(総合型基金の理事長、常務理事、監事、理事、代議員及び従業者)は、業務実施者(専門業務を実施する者)から報告された手続実施結果に基づき、自らの責任で結論を導く ✓ 「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」と実施された手続との紐づけは、実施結果の利用者が自らの責任で判断する
本実務指針の目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者の目的は、規定に基づき、業務実施者が、総合型基金との間で合意された手続を実施し、結論の報告や保証の提供は行わず、手続実施結果を事実と則して報告すること

<要求事項>

項目	内容
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、通知で要求される合意された手続に関し、本実務指針及び合意された手続業務の契約条件に準拠して、合意された手続業務を実施しなければならない
業務契約の新規の締結及び更新	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、AUPの契約条件について業務依頼者と合意し、契約条件の内容として、以下の事項について、業務契約書及びその他の適切な形式による合意書(以下「業務契約書」という。)に記載しなければならない (AUPの性質、業務依頼者がAUPを依頼した目的、AUPの対象とする情報、AUPは本実務指針等に準拠して行われる旨、実施する手順の種類・時期及び範囲の詳細、実施結果報告書の想定される様式及び内容、実施結果報告書の配布及び利用制限、理事者確認書の入手、その他必要と考えられる事項等)
手続及び証拠	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、保証業務とは異なり、合意された手続のみを実施し、入手した証拠を実施結果報告書の基礎として利用し、実施する手続の対象とする情報等を特定しなければならない
理事者確認書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、実施結果報告書の提出に当たり、理事者から、次の事項を記載した確認書を入手しなければならない <ol style="list-style-type: none"> (1) 合意された手続業務の対象とする情報等の作成の責任及び業務の実施に関する全ての情報の提供の責任 (2) 「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」に対応した手続を決定する責任

2-2. 「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について

実務指針案の内容 (続き)

<要求事項>(続き)

項目	内容
報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施結果報告書には、以下の事項を記載しなければならない (表題、宛先、日付、業務実施者の署名又は記名押印、業務の対象、業務依頼者及びその他の実施結果の利用者との合意に基づくものである旨、業務依頼者の責任、その他の実施結果の利用者の責任、業務実施者の責任、本実務指針に準拠して業務を実施した旨、関連する職業倫理や独立性に関する指針及び品質管理に関する規定に準拠している旨、業務依頼者が依頼した目的、手続の一覧、手続実施結果、実施した手続は監査又はレビュー等の保証業務には該当せず、手続実施結果から導かれる結論の報告も保証の提供もしない旨、実施結果報告書は手続等に合意した業務依頼者及びその他の実施結果の利用者のみに配布及び利用が制限されている旨、等)
調書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、実施結果報告書の基礎となる証拠を提供する事項や、合意された手続が本実務指針等及び合意された手続業務の契約条件に準拠して実施されたことを示す証拠を、調書として文書化しなければならない

<適用指針>

項目	内容
職業倫理に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、合意された手続業務に関連する職業倫理に関する規定に従う ✓ 業務実施者が遵守すべき倫理規則の基本原則は、次のとおり (誠実性の原則、公正性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則)
業務契約の新規の締結及び更新	<p><業務依頼者の責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務依頼者は、合意された手続業務において、合意された手続の種類、時期及び範囲を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導く責任を負う ✓ また、業務依頼者は、業務実施者が合意された手続を実施する上で、以下を提供する責任を負う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) AUPの実施のために必要と認められる全ての情報 (2) AUPの実施のために、業務依頼者である総合型基金の理事者並びに総合型基金の理事、代議員、監事及び従事者への質問や面接の機会 ✓ なお、業務依頼者と業務の対象とする情報等に責任を負う者が異なる場合、業務依頼者は、業務の対象とする情報等に責任を負う者に、上記(1)及び(2)を提供させる責任を負う

2-2. 「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について

実務指針案の内容 (続き)

<適用指針>(続き)

項目	内容
業務契約の新規の締結及び更新(続き)	<p><その他の実施結果の利用者の責任></p> <ul style="list-style-type: none">✓ AUPにおいて、業務依頼者と同様に、結論を自ら導く責任を負い、また、そのためにAUPが十分かつ適切かを判断する責任を負う
手続及び証拠	<ul style="list-style-type: none">✓ 業務実施者は、特定の情報等に対してサンプリングによって手続を実施する場合、自らの判断に基づきサンプルを抽出するのではなく、AUPにおいて示された、具体的かつ詳細な抽出基準、件数、方法等に基づきサンプルを抽出する✓ 業務実施者は、実施する手続の対象とする情報等を特定し、調書に記載する
報告	<ul style="list-style-type: none">✓ 実施結果報告書の表題は、「独立業務実施者の総合型確定給付企業年金基金に係る合意された手続実施結果報告書」とする✓ 実施結果報告書の宛先は、業務依頼者である総合型基金の理事長とする

<本実務指針の適用時期>

項目	内容
適用時期	<ul style="list-style-type: none">✓ 本実務指針は、公表日以降に発行する総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続実施結果報告書に適用する

2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践ハンドブック」を公表

- ハンドブックでは経理業務関係を中心に整備しておくことが望ましい実務手順(内部統制基準)を例示

三菱UFJ年金ニュースNo.480(3/11)

ポイント

- 総合型確定給付企業年金基金(以下、総合型DB)のガバナンス見直しに関しては、既に厚生労働省から事務連絡^{※1}が発出されていますが、3月6日に企業年金連合会から「総合型企業年金基金AUP実践ハンドブック(以下、ハンドブック)」^{※2}が公表されましたのでご案内します。
- また、2月28日に、日本公認会計士協会から「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」^{※3}が公表されましたのでご案内します。(公開草案から大きな変更はありません)

※1 [「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項\(依頼\)」](#)
(ご参考)「三菱UFJ年金ニュース No.477」(2019年1月7日)

※2 [「総合型企業年金基金 AUP実践ハンドブック～AUPを効率的に受けるために～」](#)

※3 [業種別委員会実務指針第62号「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」](#)

ハンドブックの位置付け

項目	内容
ハンドブックの位置付け	<ul style="list-style-type: none">✓ AUP^{※4}の円滑な実施を図る観点から、経理業務関係を中心に予め整備しておくことが望ましい実務手順(内部統制基準)を例示し、各総合型DBの事前準備の一助とするもの。✓ 各総合型DBの現状(業務委託形態、事務局体制等)には相応の差があるため、本ハンドブックで示す実務手順はあくまで参考事例であり、それぞれの実情に応じた実施可能な実務手順を作成することが望ましい。

※4 2018年6月22日「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」^{※5}で通知された総合型DBに関する公認会計士等と合意された手続業務(Agreed Upon Procedures)

※5 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令\(平成30年厚生労働省令第77号\)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」](#)(平成30年6月22日企発0622第1号)
(ご参考)「三菱UFJ年金ニュース No.478」(2019年1月23日)

2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践 ハンドブック」を公表

ハンドブックに示された重要な視点

項目	内容
内部統制の状況を確認する上で重要とされる視点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ①業務フローや手順が明確に定められていること。特に、そのフローでは、担当者、チェック者、決裁者といった複数関係者による堅確な業務の流れが記載されている(定められている)こと ✓ ②その流れ(業務基準書、手順マニュアルフロー等)に則り、業務が適正に行われている事の証跡が必要であること ✓ ③当該決裁者が権限を有していることの証跡(規程)が整備されていること ✓ 特に、通知に定められたAUPの14のチェック項目の中に「基金が定めた決裁区分」に基づいた適正な決裁が行われているか」という項目があるため、③の制定は必須。ただし、この基準は、基金事務局の規模や業務委託形態により一律に定められるものではないため、基金の実情に応じて個別、具体的に定める必要がある。

<ご参考>ハンドブックに示されたAUPチェック項目と企業年金基金の実務手順例

チェックポイント	合意された手順例
<p>1-1月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。</p> <p>1-2掛金収入のうち、事務費掛金は業務経理に記帳され正確に記帳されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ○年○月○日時点の(事務費)未収掛金の月計表、総勘定元帳、債権管理簿の残高が一致していることを確かめる。 ✓ 以下に記載する(事務費)掛金収入について、総勘定元帳と債権管理簿の金額が一致することを確認する。 ○年○月、○年○月…
<p>2-1現金の手許残高と帳簿残高は一致しているか。</p> <p>2-2金融機関等の発行した書類(預金通帳、残高証明、取引明細等)と会計帳簿の残高は一致しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ○年○月○日時点の現金の貸借対照表残高(業務経理)、総勘定元帳残高(業務経理)及び手許現金照合表残高が一致していることを確かめる。 ✓ ○年○月○日時点の手許現金照合表上に○○理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。 ✓ ○年○月○日時点の各銀行口座の預金通帳残高、銀行残高証明書及び預貯金残高照合表に記載されている各銀行の口座ごとの残高が一致していることを確かめる。

2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践 ハンドブック」を公表

〈ご参考〉ハンドブックに示されたAUPチェック項目と企業年金基金の実務手順例(続き)

チェックポイント	合意された手順例
3-1月計表、勘定元帳、補助簿の勘定残高は一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ○年○月○日時点の以下の勘定科目の月計表、総勘定元帳、補助簿の勘定残高が一致していることを確かめる。 年金経理 未払運用報酬等、未払業務委託費… 業務経理 預り金、引当金、未払業務委託費…
4-1費用を計上する振替伝票は、納品書、請求書等の証憑書類に基づき作成されているか。 4-2費用の計上日はその発生日となっているか。 4-3全ての経費は基金が定めた決裁区分による決裁を受けているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する費用に係る振替伝票について、納品書又は請求書等との一致を確かめる。 ✓ 以下に記載する費用について、発生期間と費用の計上が対応していることを確かめる。 振替伝票No××○年○月○日 振替伝票No××○年○月○日 振替伝票No××○年○月○日… ✓ 以下に記載する日時の決裁に○○理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。 ✓ 当該決裁紙面上の決裁金額と該当の請求書上の金額及び総勘定元帳上の記帳金額が一致することを確かめる。 ○年○月○日、○年○月○日…
5-1貯蔵品管理表等が作成され、貯蔵品が管理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ○年○月○日時点の貯蔵品管理表上に○○理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。
6-1預金口座等の入出金額と年金経理からの繰入金金額は一致しているか。 6-2年金経理からの繰入金と年金経理における業務経理への繰入金金額は一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ○年○月○日から○年○月○日までの年金経理から業務経理繰入のための預金通帳上の出金額、業務経理における預金通帳上の入金額、年金経理及び業務経理それぞれの総勘定元帳上の記帳金額の一致を確かめる。また、年金経理からの繰入額が繰入承認額の範囲内であることを確かめる。
7-1加入事業所から送付されてくる給与改定通知書等※2は、受託機関に引き渡されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する給与改定通知書送付状況確認シートにおける加入事業所からの給与改定通知書の入手件数と受託機関に送付した件数が一致していることを確かめる。 ○年○月、○年○月… ✓ 以下に記載する給与改定通知書送付状況確認シートが○○理事(又は上席者)によって押印がなされていることを確かめる。 ○年○月、○年○月…

2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践 ハンドブック」を公表

〈ご参考〉ハンドブックに示されたAUPチェック項目と企業年金基金の実務手順例(続き)

チェックポイント	合意された手順例
7-2受託機関に送付している給与改定通知書等は正確に作成されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する加入事業所から入手した給与改定通知書と受託機関に送付している給与改定通知書等の氏名、給与改定情報、給与改定日が一致することを確かめる。 ○年○月○○株式会社、 ○年○月○○株式会社…
7-3受託機関から指摘のあった給与改定通知書等のエラーはすべて解消しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する受託機関からの指摘と給与改定通知書の修正内容が一致していることを確かめる。 ○年○月○○株式会社、 ○年○月○○株式会社…
7-4受託機関から送付を受けた掛金諸表に基づき、掛金の調査・決定は適切に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する掛金の調査・決定表に○○理事の押印がなされていることを確かめる。 ○年○月、○年○月… ✓ 以下に記載する掛金の調査・決定表と掛金諸表(一覧)の掛金金額の一致を確かめる。 ○年○月、○年○月… ✓ 掛金の調査・決定表と掛金諸表(一覧)の掛金金額に不一致が生じた場合、その原因等を質問する。
7-5掛金の調査・決定に基づき、納入告知書は正確に作成されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する掛金の調査・決定表と納入告知書(一覧)の金額が一致していることを確かめる。 ○年○月、○年○月…
7-6調査決定し、納入告知書を加入事業所宛に送付した時点で未収掛金を計上しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する納入告知書について、納入告知書と納入告知書一覧の当該納入告知書の金額の一致を確かめる。 納入告知書一覧: ○年○月、○年○月… 納入告知書 事業所No ○○、告知日○年○月○日 事業所No ○○、告知日○年○月○日… ✓ 以下に記載する納入告知書一覧と(未収掛金)総勘定元帳の計上金額の一致を確かめる。 ○年○月、○年○月… ✓ 以下に記載する納入告知書について、納入告知書の告知月(告知日を含む月)に未収掛金が計上されていることを確かめる。 ○年○月、○年○月…
7-7納入告知を行った金額と債権管理簿の掛金等債権額の増加額は一致しているか	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する納入告知書の金額と納入告知書一覧の金額の一致を確かめる。 納入告知書一覧: ○年○月、○年○月… 納入告知書 事業所No ○○、告知日○年○月○日 事業所No ○○、告知日○年○月○日… ✓ 以下に記載する納入告知書一覧の合計金額と債権管理簿(総括)の掛金の調定額の一致を確かめる。 ○年○月、○年○月…

2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践 ハンドブック」を公表

〈ご参考〉ハンドブックに示されたAUPチェック項目と企業年金基金の実務手順例(続き)

チェックポイント	合意された手順例
7-8債権管理簿の掛金等債権額と総勘定元帳の未収掛金額は一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ○年○月○日時点の(未収掛金)総勘定元帳と債権管理簿が一致していることを確かめる。
7-9掛金が収納された月に未収掛金の消去の会計計上を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する掛金の入金額について、未収掛金の総勘定元帳における貸方計上額、債権管理簿の減少額及び現金預金の総勘定元帳の借方計上額並びに預金口座の入金額が一致していることを確かめる。
7-10預金口座等の入金額と債権管理簿の掛金等の債権額の減少額は一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上記の未収掛金の貸方計上月と掛金の入金月が一致していることを確かめる。 ○年○月○日入金(○月入金分)、 ○年○月○日入金(○月入金分)…
7-11収納済額と総勘定元帳の現金預金の金額は一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する預金通帳の入金額と総勘定元帳における現金預金の金額の一致を確かめる。 ○年○月○日入金(○月入金分)、 ○年○月○日入金(○月入金分)…
8-1月計表、勘定元帳、債権管理簿の未収掛金の勘定残高は一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ○年○月○日時点の月計表、(未収掛金)総勘定元帳、債権管理簿の勘定残高が一致していることを確かめる。
8-2掛金収入のうち、標準掛金及び補足掛金は年金経理に記帳され、正確に記帳されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する(年金経理)掛金収入について、総勘定元帳と債権管理簿の金額が一致することを確認する。 ○年○月、○年○月…
9-1滞留している未収掛金はないか。滞留している未収掛金が生じている場合、適切に評価されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 未収掛金年齢表に記載される1年以上滞留している債権の金額を手続結果として報告書又は報告書別紙に記載する。 ✓ ○年○月○日時点の未収掛金年齢表に○○理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。

2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践 ハンドブック」を公表

〈ご参考〉ハンドブックに示されたAUPチェック項目と企業年金基金の実務手順例(続き)

チェックポイント	合意された手順例
<p>10-1 資産管理運用機関からの報告書と、年金基金会計帳簿との一致を確かめる。</p>	<p>(信託資産) ✓ ○年○月○日時点の信託資産明細上の契約ごとの残高と資産管理運用機関の信託レポート上の純資産額が一致していることを確かめる。 (保険資産) ✓ ○年○月○日時点の保険資産明細上の契約ごとの残高と資産管理運用機関の運用報告書の純資産額が一致していることを確かめる。</p>
<p>11-1 資産管理運用機関が管理する運用資産に他の資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)から入手した価格でのみ評価している資産が存在していないか確認する。なお、監査法人等から年次報告書付きの監査報告書の直送を受けている資産を除く。</p>	<p>(該当資産がない場合) ✓ 資産管理運用機関に対して該当資産がないことを確認状を送付し確かめる。 (該当資産がある場合) ✓ 他の資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む)から入手した価格でのみ評価している資産の明細について資産管理運用機関に確認状を送付し確かめる。</p>
<p>12-1 加入事業所から送付された資格喪失届の内容が加入者原簿に記載されているか。</p> <p>12-2 年金基金は規約に基づく給付額の計算を行い、受託機関から送付を受けた給付額の計算結果を検証しているか。</p>	<p>✓ 以下に記載する資格喪失届の内容(××、××、××)が加入者原簿に記載されていることを確かめる。</p> <p>✓ 以下に記載する給付額の裁定処理が行われていることを確かめる。 ○年○月裁定、○年○月裁定… (受託業務に係る内部統制の保証報告書を受領している場合) ○○株式会社の受託業務に係る内部統制の保証報告書に記載される統制目的○及び△(給付額の計算に係る内部統制)の手續結果に除外事項が生じていないことを確かめる。</p>
<p>12-3 退職者からの給付金請求の申出に基づき裁定処理が行われ、受給権者台帳に記載されているか。</p> <p>12-4 裁定処理によって決裁された給付額と給付指図書の内容は一致しているか。</p>	<p>✓ 以下に記載する裁定処理された情報(××、××、××)が受給者台帳に反映されていることを確かめる。 裁定処理No××、××…</p> <p>✓ 以下に記載する決裁された給付額と給付指図書の給付額の一致を確かめる。 受給権者番号××資格喪失年月日 ○年○月○日 受給権者番号××資格喪失年月日 ○年○月○日 受給権者番号××資格喪失年月日 ○年○月○日…</p>

2-3. 企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践 ハンドブック」を公表

〈ご参考〉ハンドブックに示されたAUPチェック項目と企業年金基金の実務手順例(続き)

項目	内容
12-5受託機関に送付している給付指図書金額と受託機関から送付を受けた出金実行報告書金額は一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する給付指図書の金額と出金実行報告書金額の一致を確かめる。 No××、××… (受託業務に係る内部統制の保証報告書を受領している場合) 〇〇株式会社の受託業務にかかる内部統制の保証報告書に記載される統制目的○及び△(給付指図に係る内部統制)の手続結果に除外事項が生じていないことを確かめる
12-6受給者の現況確認結果を受給権者台帳に反映させているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する月の現況確認が行われていることを現況確認××シートで確認するとともに当該シートに××理事(又は上席者)の押印がなされていることを確かめる。 ××年×月、×月… ✓ 以下に記載する受給者の現況確認結果が受給者台帳に反映されているか確かめる。 受給者No. ×××、×××…
13-1受託機関より出金実行報告書の送付を受けた月に年金給付、一時金給付の会計計上を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 以下に記載する出金実行報告書金額が各月の総勘定元帳に計上されていることを確かめる。 ✓ 以下に記載する給付(年金給付又は一時金給付)に係る出金実行報告書金額と総勘定元帳金額が一致していることを確かめる。
13-2出金実行報告書金額と総勘定元帳の年金給付、一時金給付金額は一致しているか。	<p>(年金給付)</p> <p>出金実行報告書No ××(〇年〇月〇日) 出金実行報告書No ××(〇年〇月〇日)……</p> <p>(一時金給付)</p> <p>出金実行報告書No ××(〇年〇月〇日) 出金実行報告書No ××(〇年〇月〇日)……</p>
14-1銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高と勘定残高が一致しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 〇年〇月〇日時点の銀行預金残高、信託資産残高、保険資産残高、共済資産残高、〇〇資産残高と各種残高確認状による残高確認結果の合計金額の一致を確かめる。 <p>※別々に記載する場合</p> <p>(銀行預金残高)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 〇年〇月〇日時点の総勘定元帳の残高と各銀行残高確認状の預金残高の一致を確かめる。

2-4. 第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

- 従来の「企業年金部会」を改組して設置
- 人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労機会の拡大・多様化を受けた対応を議論

～以下、メールマガジン「第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について（2/22）」転載～

2月22日、第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。

当会は1月30日「第7回社会保障審議会年金部会」において、従来の「企業年金部会」を改組して設置することとされたもので、人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労機会の拡大・多様化を受けた対応が、公的年金、私的年金ともに必要なことから、先の改正で継続課題とされた事項を含めて、議論することとされています。主な内容は以下のとおりです。

<本日の議題>

- (1)企業年金・個人年金制度の現状等について
- (2)次回以降の進め方について

<内容>

- (1)企業年金・個人年金制度の現状等について

・企業年金・個人年金制度の概要と環境変化について説明がされた後、検討課題(案)として次の項目が示されました。

【今後の主な検討課題】(案)

- ・就労期間の延伸を制度に反映し長期化する高齢期の経済基盤を充実するとともに、高齢期における多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能とする環境の整備など
(加入可能年齢、拠出限度額、受給開始可能年齢などの拠出時・給付時の仕組み)
- ・従業員の老後資産形成に向けた事業主の取組を支援する環境の整備など
(中小企業施策、柔軟で弾力的な設計、事務負担の軽減など)
- ・働き方や勤務先に左右されない自助努力を支援する環境の整備など
(iDeCoの普及・改善、ポータビリティの拡充など)
- ・老後資産の形成・取り崩しに関する選択を支える環境の整備など
(運用方法等に関する情報提供や投資教育の充実など)
- ・企業年金・個人年金制度を安定的に運営するための体制の整備など
(企業年金のガバナンスの確保、制度を支える企業年金連合会・国民年金基金連合会等の基盤強化など)

- (2)次回以降の進め方について

- ・3月に「企業年金・個人年金制度に関する検討課題」として考えられる点について、関係団体(※)からヒアリングを複数回実施予定 (※)労使団体、企業年金連合会、国民年金基金連合会等、金融機関等
- ・4月以降、ヒアリングを踏まえ、各課題について議論

<ご参考資料>

◎第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00002.html

2-5. 第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

- ・ 検討課題につき、経営者・労働組合・その他関係団体にヒアリング
- ・ DB非継続基準の予定利率調整幅に関し、変更内容が示された

～以下、メールマガジン「第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について (3/20)」転載～

3月19日、第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。企業年金・個人年金制度の検討課題について、関係団体からヒアリングが行われました。また、2月5日に意見募集が行われた確定給付企業年金の非継続基準の予定利率の調整幅に関する変更内容が示されました。

<内容>

(1)関係団体からのヒアリング

- ・特別法人税の撤廃、DC拠出限度額の引上げは、ほぼ全ての団体から要望事項として挙げられました。その他の主な要望は次のとおりです。

○日本経済団体連合会

- ・DB支給開始年齢の引上げおよびそれに伴う給付減額判定基準の見直し
- ・事業所追加時のリスク分担型企業年金の給付減額判定基準の見直し
- ・DC加入可能年齢の範囲拡大
- ・個人型DC加入資格要件の緩和(企業型DC規約に定めがない場合も加入資格を付与)
- ・DCマッチング拠出の自由化
- ・DCの中途引き出し要件の緩和、他

○日本労働組合総連合会

- ・非正規雇用者に対する企業年金、退職金制度のカバレッジが低く同一労働同一賃金の原則を参考にした対応が不可欠
- ・受給権保護を図るため加入者等が適時適切に関与できるよう条件整備を行い、ガバナンスの実効性を高める

○日本年金数理人会

- ・DB給付減額再定義(雇用延長や法改正に伴う給付設計の変更は一定の条件を満たした場合、給付減額非該当に)
- ・持続可能性の高いDB終身年金の構築(終身部分の自動調整機能導入、保証期間延長)
- ・リスク分担型企業年金の事業所追加等における給付減額手続きの簡素化
- ・総合型DBを活用した中小企業の加入促進のための掛金や事務費負担の助成
- ・DB加入者掛金、DC掛金の柔軟な拠出、他

○企業年金連合会

- ・DB制度、DC制度の改善
 - ・企業年金の望ましい給付水準のあり方
 - ・退職一時金も対象にしたポータビリティの拡充
- ※詳細は「MUTB年金メールマガジン(3月18日配信)」ご参照

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20190318kinen.pdf

※企業年金連合会「企業年金制度研究会における議論の整理」

https://www.pfa.or.jp/user_kaiin/chosakenkyu/yobo/kigyonenkin/files/yobo_h310313.pdf

2-5. 第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

○企業年金連絡協議会

- ・DB加入可能年齢を75歳まで延長
- ・DB支給可能年齢について65歳上限の撤廃
- ・DC加入可能年齢を65歳まで延長
- ・DC脱退一時金の緩和(外国人加入者帰国時や生活困窮者)
- ・効率的な資産形成に資する協働運用型DC制度の創設
- ・年金給付専用口座(企業年金・退職金制度の給付金の受皿制度)の創設、他

○国民年金基金連合会

- ・国民年金基金の第2・3号被保険者への適用範囲拡大
- ・国民年金基金および個人型DCの60歳以上への加入可能年齢の引上げ
- ・国民年金基金および個人型DCの拠出限度額の引上げ
- ・個人型DCの加入資格区分および拠出限度額の簡素化

(2)確定給付企業年金の非継続基準の予定利率について

- ・変更内容は以下のとおり(今後、通知改正予定)

<改正前>30年国債の5年平均利回りに0.8以上1.2以下の係数を乗じて得た率を用いることが可能

<改正後>30年国債の5年平均利回りに0.5%以内の率を加減して得た率を用いることが可能

※2018年度中に事業年度末を迎える決算が確定していない場合、当該決算時に労使合意の下、0.5%以内の率を加減した率に基づき財政検証を行うことも可

※制度変更・制度終了時は、加入者等の受給額に直接影響することから、調整幅の適用可否について改めて労使間で十分検討し、0.5%以内の率を加算した率を用いる場合は当該予定利率を規約に規定すること

<次回以降の進め方について>

- ・次回も引き続き関係団体(金融機関等)からヒアリングが行われる予定です
- ・4月以降、ヒアリングを踏まえ、各課題について議論

<ご参考資料>

◎第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会資料(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00005.html

◎三菱UFJ年金ニュースNo.479「最低積立基準の算定に用いる予定利率の一部改正案」

https://safe.tr.mufig.jp/cgi-bin/houjin/jutaku/kgkaiin/login.cgi?file=nnews_2019_148.pdf&20190311

2-6. 企業年金連合会、「企業年金制度研究会における議論の整理」を公表

- 企業年金制度研究会が「企業年金制度研究会における議論の整理」を公表
- 公的年金改革の動向も踏まえ、DB・DC制度の改善、望ましい給付水準、ポータビリティの拡充につきまとめている

～以下、メールマガジン「企業年金連合会、「企業年金制度研究会における議論の整理」を公表(3/18)」転載～

企業年金連合会は、昨年5月に企業年金制度研究会を設置し、公的年金改革の動向も踏まえ、企業年金制度等のあり方について議論を重ね、3月13日に「企業年金制度研究会における議論の整理」を公表しました(※1)。

<報告書の概要>

○DB制度の改善

- ・リスク分担型企業年金とは異なるリスク共有の仕組み
- ・受給権保護(積立基準、受給者減額理由等)のあり方
- ・保証期間の延伸・連生年金の導入
- ・バイアウト等のわが国への導入の可能性(※2)

○DC制度の改善

- ・加入可能年齢の上限の引上げ
- ・拠出限度額の拡大
- ・マッチング拠出のあり方
- ・中途引出(困窮時引出)
- ・その他(給付の受け取り方法、選択型(給与切出型)DC等)

○企業年金の望ましい給付水準のあり方

○退職一時金も対象にしたポータビリティの拡充

社会保障審議会個人年金・企業年金部会は、現在、「企業年金・個人年金に関する検討課題」として考えられる点について、関係団体からヒアリングを実施予定です。今後の議論の動向を注視したいと思います。

(ご参考)

※1「企業年金制度研究会における議論の整理」

https://www.pfa.or.jp/user_kaiin/chosakenkyu/yobo/kigyonenkin/files/yobo_h310313.pdf

※2 バイアウトとは、年金支払義務の第三者への移転のことを指す

2-7. 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の一部改正案等

- 非継続基準の予定利率の設定方法の改正案が揭示
- 適用日は2019年4月1日

三菱UFJ年金ニュースNo.479(2/7)

ポイント

- 最低積立基準額の算定に用いる予定利率に関する告示、通知の改正案について意見募集^{※1}※2が開始されました。
- 概要:最低積立基準額の算定に用いる予定利率の設定方法に関して、改正案が示されました^{※3}。なお、適用日は2019年4月1日とされています。
＜改正前＞ 30年国債の5年平均利回りに0.8以上1.2以下の係数を乗じて得た率を用いることが可能
＜改正後＞ 30年国債の5年平均利回りに0.5%以内の率を加減して得た率を用いることを可能とする

	30年国債の 5年平均利回り	改正前	改正後
2018年度	1.24%	0.992%～1.488% (1.24%×0.8～1.24%×1.2)	0.74%～1.74% (1.24%-0.5%～1.24%+0.5%)
2019年度	1.05%	0.84%～1.26% (1.05%×0.8～1.05%×1.2)	0.55%～1.55% (1.05%-0.5%～1.05%+0.5%)

- 低金利状態が長期化する中、当該係数を乗じることで調整できる幅が縮小している状況を踏まえ、改正するものです(30年国債5年平均利回りが2.5%以下の環境であれば、予定利率の上限値は改正前より大きくなる)。
- 意見募集期間は、2019年2月5日から2019年3月7日です。

※1 [確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件\(案\)に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※2 [「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)

※3 ご参考: [企業年金連合会「現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方に関する要望」\(P2～3\)](#)

2-7. 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の一部改正案等

1. 「確定給付企業年金法施行規則第55条1項1号に規定する予定利率」の一部改正の概要

【適用日】 2019年4月1日

項目	改正前	改正後
告示 最低積立基準額の算定に用いる予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度 年率1.46% ・平成30年度 年率1.24% <p>ただし、以下の場合は、当該年率に0.8以上1.2以下の数を乗じて得た年率を予定利率とすることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金を実施する事業主が労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得た場合 ・企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該企業年金基金の代議員会において議決した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 年率1.24% ・平成31年度 年率1.05% <p>ただし、以下の場合は、当該年率に0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率とすることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金を実施する事業主が労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合 ・企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該企業年金基金の代議員会において議決した場合

2. 「確定給付企業年金制度について」の一部改正の概要

項目	改正前	改正後
第5 積立金の積立に関する事項	<p>1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。</p> <p>(4) 確定給付企業年金法施行規則第55条に規定する予定利率に規定する「0.8以上1.2以下の数」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p>	<p>1 最低積立基準額の算定においては、当該額が確定給付企業年金が終了した場合における残余財産の分配額の算定基礎等となることを踏まえて、次の点に留意すること。</p> <p>(4) 確定給付企業年金法施行規則第55条に規定する予定利率に規定する「0.5パーセント以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p> <p>なお、「0.5パーセント以内の率」を設定している場合に確定給付企業年金の終了、確定拠出年金(企業型)への移行又は中小企業退職金共済への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果として「0.5パーセント以内の率」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p>

2-7. 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の一部改正案等

3. 「規約の承認及び認可の基準について」の一部改正の概要

項目	改正前	改正後
3-7 終了又は解散及び 清算に関する 事項		終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率 (「0.5パーセント以内の率」を加算して得た率を設定する場合には、用いる予定利率を規約に定めること)
3-11 他制度間の 脱退一時金相当額 等の移換に 関する事項	他制度(中小企業退職金共済に限る)への積立金又は残余財産の移換	他制度(確定給付企業年金及び厚生年金基金を除く)への積立金又は残余財産の移換 (「0.5パーセント以内の率」を加算して得た率を設定する場合には、用いる予定利率を規約に定めること) 以下、中小企業退職金共済への積立金又は残余財産の移換に限る。

2-8. 2019年度の予定利率について (厚年、DB)

- ・ 非継続基準の予定利率の設定方法を改正、調整幅が拡大

三菱UFJ年金ニュースNo.481(3/29)

ポイント

2019年度の予定利率、および非継続基準の予定利率の設定方法の改正については以下の通りです。

1. 2019年度の予定利率

・ **継続基準**の下限予定利率：**年0.0%**
(厚年基金^{※1}、DB^{※2})

・ **非継続基準**の予定利率：**年1.05%**
(厚年基金^{※3}、DB^{※4})

2. 非継続基準の予定利率の設定方法の改正：

低金利長期化により従来の方法では調整幅が縮小しているため、
予定利率±0.5%以内を用いることを可能と改正
⇒非継続基準の予定利率は一定の手続き^{※5}を前提に
年0.55%～1.55%の範囲内で設定可能

経過措置：2019年3月31日以前に終了する事業年度に係る事業及び
決算に関する報告書が同年4月1日前に未提出の場合、
年0.74%～1.74%(1.24%±0.5)の範囲内で設定可能

3. (厚年のみ)非継続基準の予定利率の設定方法の改正： 予定利率に0.8～1.2を乗じる取扱いを廃止^{※3}

※1 [2019年3月29日告示第130号](#)

※2 [2019年3月29日告示第129号](#)

※3 [2019年3月29日告示第116号](#)

※4 [2019年3月29日告示第115号\(2003年厚生労働省告示第99号の一部改正\)](#)

※5 厚年基金および基金型DB：代議委員会の議決

規約型DB：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意

(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

☞前年度との比較等については次頁ご参照

2-8. 2019年度の予定利率について (厚年、DB)

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(0.082%)と5年平均(0.211%)のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(1.05%)を勘案して設定されています。

予定利率の下限等の推移

年度	厚生年金基金		確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準 (プラスアルファ部分)	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
2017	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)	▲0.1%	1.46% (1.168%~1.752%)
2018	0.0%	1.24% (0.992%~1.488%)	0.0%	1.24% (0.992%~1.488%)※
2019	0.0%	1.05%	0.0%	1.05% (0.55%~1.55%)

※経過措置適用の場合:0.74%~1.74%

2-9. 企業年金利回り 7年ぶりマイナス

- 2018年(暦年ベース)の企業年金の平均運用利回りはマイナス3.13%に
- 上場企業の7割は3月決算であり、年度末の状況が鍵

～以下、メールマガジン「企業年金利回り 7年ぶりマイナス(1/15)」転載～

1月13日付の日本経済新聞に、2018年(暦年ベース)の企業年金の平均運用利回りがマイナス3.13%と7年ぶりにマイナスになったという記事が掲載されました。運用実績が計画を下回った際に発生する数理計算上の差異の費用処理が今後の利益圧迫要因になるとしています。ただ、上場企業の約7割は3月決算であり、3月末までの運用状況で与える影響は異なることになります。

数理計算上の差異は、通常発生した年度の翌年度から償却します。つまり、2018年度決算で発生した数理計算上の差異の影響は2019年度決算から反映されることになります。ただし、数理計算上の差異の償却は費用処理がスタートする影響だけでなく、過去の償却が完了するという影響も受けることになります。数理計算上の差異の処理年数は上場企業平均で8.5年ですが、処理年数で最も多いのは10年です。処理年数が10年の企業は2008年度のリーマンショックで発生した数理計算上の差異(損失)の処理が2018年度で終了するため、新規の損失処理のスタートと過去の損失処理の終了で負担増は回避できる可能性があります。

現在の会計基準(連結)では、数理計算上の差異は貸借対照表では即時認識されるため、決算発表でその状況が判明した時点で株価には反映されると考えられます。少なくとも、数理計算上の差異の費用処理でその後の利益が圧迫されても、新たなネガティブ・サプライズになるとは思えません。そもそも株価が下落を示している局面で、すでに株価下落に伴う年金資産の目減りも織り込まれている部分があるとも考えられます。そうだとすると決算発表で示された状況が想定の範囲内であれば、これも新たなネガティブ・サプライズとはならないはずです。

年金資産は右肩上がりで見たいのが望ましいことですが、マーケットの影響を受ける以上、そうはならないことも事実です。年金資産運用は、あくまでも長期的視点で取り組むことが必要と考えます。

3.その他のトピックス

3-1. 経済財政諮問会議にて今後の検討課題が提示

- 経済財政諮問会議の今後の検討課題につき議論
- 全世代型社会保障の推進に関しては、今夏の成長戦略の取り纏めに向け検討

～以下、メールマガジン「経済財政諮問会議にて今後の検討課題が提示(1/22)」転載～

1月18日、2019年第1回経済財政諮問会議が開催され、安倍内閣の6年間の成果と経済財政諮問会議の今後の検討課題について議論がなされました(※1)。

この中で、今後の検討課題について、内閣府から以下のように提示されました(※2)。
このうち、2-(3)全世代型社会保障の推進に関しては、今夏の成長戦略の取り纏めに向け、具体策の検討を進めるとしています。

1. Society5.0時代(※3)にふさわしい仕組みづくり

(生産性上昇による潜在成長率引上げ)

- (1)投資面:新技術の下での生産性強化、新市場の育成等
- (2)政府支出面:技術を活用した「次世代型行政サービス」への改革等
- (3)グローバル面:ショックに強い経済構造の構築

2. 好循環拡大のための政策

(人生100年時代の働き方に向けた制度の見直し、ワイズスペンディングやEBPMを通じた歳出改革の更なる強化)(※4)

- (1)供給面:成長力の底上げ
- (2)需要面:継続的な需要拡大策
- (3)全世代型社会保障の推進
- (4)新経済・財政再生計画の着実な推進

3. 国際経済のリスクや思いがけない変動に対する対処

また、上記2-(4)新経済・財政再生計画の着実な推進のうち、社会保障の分野に関しては、有識者議員から、「2019年における主なフォローアップ事項(社会保障分野)」として、以下の意見が提示されました(※5)。

①医療

- ・地域医療構想の実現
- ・2020年度診療報酬改定に向けた検討
- ・国保財政の健全化に向けた受益と負担の見える化の推進(法定外繰入の解消等)
- ・国保の普通調整交付金の見直しの検討

②介護

- ・介護保険制度の見直し

3-1. 経済財政諮問会議にて今後の検討課題が提示

③年金(2019年公的年金財政検証の公表後)

- ・多様な就労・社会参加に向けた年金制度の見直し
- ・被用者保険の更なる適用拡大
- ・高齢者の勤労に中立的な公的年金制度の整備
(年金受給開始の時期の選択できる範囲の拡大等)
- ・高所得者の年金給付の在り方を見直し

今後、当会議で議論が進められ、毎年6月頃閣議決定される「骨太の方針」に反映されるものと思われます。

(ご参考)

※1 2019年第1回 経済財政諮問会議 資料

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019/0118/agenda.html>

※2「安倍政権6年間の経済財政政策の成果と課題」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019/0118/shiryō_01.pdf

※3 Society5.0: デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会

※4 ワイズスペンディング: 賢くお金を使うとの意で、財政支出を行う際は、政策効果の高い分野、事業に対して選択的に行うことが望ましいという意味

EBPM: 証拠に基づく政策立案のことで、政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組みのこと

※5「経済財政諮問会議における2019年前半の検討課題について」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019/0118/shiryō_02.pdf

3-2. 経済財政諮問会議にて、経済財政運営における基本的態度等が提示

- ・ 中長期の経済財政に関する試算の報告および2019年度の経済財政運営を議論

～以下、メールマガジン「経済財政諮問会議にて、経済財政運営における基本的態度等が提示(2/1)」転載～

1月30日、2019年第2回経済財政諮問会議が開催され、中長期の経済財政に関する試算の報告および2019年度の経済財政運営についての議論がなされました(※1)。

<2019年度の経済財政運営の基本的態度>(※2)

- ・ 今後の運営にあたっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目DP600兆円経済と財政健全化目標双方の達成を目指す
- ・ 持続的な成長経路の実現に向けた潜在成長率引上げのため、人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む
- ・ 希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かう
- ・ さらに働き方改革などの施策の推進により、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す
- ・ 財政健全化については、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す
- ・ 2019年度予算(※3)は、「新経済・財政再生計画」(※4)で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む

<有識者議員からの意見>

- ・ 有識者からは、社会保障(全世代型社会保障の実現)に関し、以下の意見が提出されました。
- ・ 年齢が働くことの制約とならないよう、これまでの考え方や諸制度を見直し、働き方や何歳まで働くかを自由に選べる中で社会保障の支え手を拡大するとともに、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度の整備(年金受給開始時期の選択範囲の拡大等)を推進すべき

<2019年度の予算における社会保障施策のポイント>

全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税10%への増税分のうち8,110億円(公費)を活用し、幼児教育の無償化と社会保障の充実を図ることが挙げられています。

<今後の予定>

今後は、第1回でも提示された「経済財政諮問会議における2019年前半の検討課題について」に沿って議論を進め、毎年6月頃閣議決定する「骨太の方針」に内容を反映するとしています(※5)。

3-2. 経済財政諮問会議にて、経済財政運営における基本的態度等が提示

(ご参考)

※1 2019年第2回 経済財政諮問会議 資料

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019/0130/agenda.html>

※2「2019年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019/0130/shiryo_09.pdf

※3「平成31年度の予算について」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019/0130/shiryo_04.pdf

※4「経済財政運営と改革の基本方針2018」(第3章)

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf

※5「経済財政諮問会議における2019年前半の検討課題について」

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2019/0130/shiryo_08.pdf

3-3. 厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体にヒアリング実施

- 社会保障審議会医療保険部会および年金部会での検討のため社会保険(厚生年金・健康保険)の適用範囲につきヒアリング

～以下、メールマガジン「厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体にヒアリング実施(2/27)」転載～

2月26日、厚生労働省は「第2回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」を開催し、短時間労働者の適用拡大について関係団体にヒアリングを実施しました(※1)。

改めて本懇談会の目的、検討事項とともに、本日の関係団体の意見をご紹介します。

<目的>(※2)

- ・短時間労働者に対する社会保険(厚生年金保険・健康保険)の適用範囲については、法律上、今年9月末までに検討を行うこととされており、働き方の多様化の動きを踏まえた社会保険制度としての課題や対応について、社会保障審議会の医療保険部会や年金部会における検討に資するよう開催

<検討事項>(※2)

(論点)

- ・短時間労働者に対する社会保険の適用範囲のあり方
- ・働き方の多様化等を踏まえた社会保険の適用におけるその他の課題(議論する内容)
- ・短時間労働者に対する被用者保険の適用要件
(これまでの適用拡大の結果や短時間労働者の就労・生活の実態を踏まえた見直し)
- ・被用者保険の適用事業所の範囲
(非適用事業所やそこで働く者の実態を踏まえた見直しの必要性やその内容)
- ・働き方の多様化が見込まれる中における被用者保険制度の課題
(複数の事業所で勤務する者が増加するなど)
- ・被用者保険の適用範囲の見直しが、保険料等を負担する事業主や医療保険者に与える影響やその対応

<関係団体からの意見>

- ・短時間労働者に対する適用拡大の影響が大きいと考えられる業種および労働者の団体にヒアリング・短時間労働者の適用拡大について全面的に肯定する意見はなく、慎重な議論を求める声が大多数・その主な理由として全関係団体に共通していたのは、事業主負担の増加(保険料負担、労働力確保)と短時間労働者の多様な働き方や雇用機会喪失への懸念(主婦や高齢者が就労調整を行う等)

【反対派の主な意見】

- ・市場が縮小傾向にある団体からは、適用拡大に対し明確な反対の意思表示あり
- ・短時間労働者自身が適用拡大を望まない場合もあり(手取り収入が減少することへの抵抗感等)、離職者が増加する可能性がある
- ・人件費の削減は限界にきており、これ以上の適用拡大による企業負担増は企業収益の大幅な落ち込みや赤字経営を強いることに繋がる
- ・地方企業に至っては廃業の可能性もあり、地方の雇用にも影響する
- ・短時間労働者の家計の圧迫は、個人消費を抑制し、景気に悪影響を与える可能性あり
- ・出産に対する抑止力が働き、少子化を助長し兼ねない
- ・補助金支給等の経営難を救う施策が必要

3-3. 厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体にヒアリング実施

【条件付き賛成の主な意見】

・適用要件を見直しの上、適用拡大を検討してほしい

企業規模：従業員501人以上の企業規模要件の撤廃、増加する離転職者に不利に働かないよう、そもそも企業規模要件自体の撤廃を求めた(※3)

学生の適用除外：リカレント教育の推進により、社会人の学生としての学び直しが想定される中、一律に除外することへの疑問

収入要件：最低賃金の動向や第1号、第3号被保険者との関係等を踏まえ整合的な金額とするよう慎重な検討を求めた

労働時間・勤務時間要件：企業の実務面に障害がない仕組みにする前提で適用拡大を検討すべき

<今後の予定>

3月末を目処に関係団体からヒアリングをし、4月以降ヒアリング結果を意見交換、論点整理を行うとしています。次回開催日は、3月12日の予定です。

(ご参考)

※1「第2回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会資料」
(厚生労働省公表次第、こちらに掲載されます)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02848.html

※2「第1回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会資料」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02964.html

※3 現状では、従業員数501人以上の企業は強制適用対象、501人未満の企業は任意適用対象

3-4. 厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に2回目のヒアリング実施

- ・ 3月12日「第3回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」を開催
- ・ 影響が大きい業種や働き方の多様化に関する団体等にヒアリング

～以下、メールマガジン「厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に2回目のヒアリング実施(3/13)」転載～

3月12日、厚生労働省は「第3回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」を開催し、短時間労働者の適用拡大について関係団体に2回目のヒアリングを実施しました(※1)(※2)。関係団体の意見をご紹介します。

なお、本懇談会の目的、検討事項に関しては、こちらのメールマガジンをご参照ください。
https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20190227tekiyoukakudai.pdf

<関係団体からの意見>

- ・適用拡大の影響が大きい業種の団体、働き方の多様化に関する団体等にヒアリング(※3)
- ・短時間労働者の適用拡大について、賛否両論あり

【賛成派の主な意見】

- ・働き方や就労先の規模に関わらず、すべての働く人が社会保険の適用になるようになるべき
- ・短時間労働者の適用拡大は、社会保険適用の壁(130万円)をなくし、就労収入を上げることに繋がる
- ・社会保険加入は、人材確保に寄与する
- ・社会保険は、フリーランスや副業といった新しい働き方を選択しやすくするために必要な要素

【反対派の主な意見】

- ・人手不足や売上減、コスト増に対応しきれない業界の中小事業主にとって受け入れがたい
- ・昨今、働き方改革、最低賃金の上げ幅増加、消費税増税等、事業主負担増となる施策が複数同時期に展開され、事業主の体力に不安を感じている
- ・企業負担を軽減する措置(業績不振事業者の免除や段階的導入、国による企業負担分の一部肩代わりなど)が不可欠
- ・手取り収入が減少することへの抵抗感等から、就業調整する短時間労働者も一定数いる(2016年の短時間労働者適用拡大時の調査結果)

<今後の予定>

3月末を目処に関係団体からヒアリングをし、4月以降ヒアリング結果を意見交換、論点整理を行うとしています。次回開催日は、3月26日の予定です。

(ご参考)

※1 1回目のヒアリングは、「第2回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」にて実施
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03754.html

※2 「第3回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」資料
(厚生労働省公表次第、こちらに掲載されます)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02848.html

※3 ヒアリング対象団体は5団体

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、全国社会保険労務士連合会、
一般社団法人スーパーマーケット協会、一般社団法人日本惣菜協会、
一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

3-5. 厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に3回目のヒアリング実施

- 3月26日「第4回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」を開催
- 適用拡大の影響が大きい団体からは、反対・慎重論あり

～以下、メールマガジン「厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に3回目のヒアリング実施(3/27)」転載～

3月26日、厚生労働省は「第4回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」を開催し、短時間労働者の適用拡大について関係団体に3回目のヒアリングを実施しました(※1)(※2)。関係団体の意見をご紹介します。

なお、本懇談会の目的、検討事項に関しては、こちらのメールマガジンをご参照ください。

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/20190227tekiyoukakudai.pdf

<関係団体からの意見>

- ・短時間労働者に対する適用拡大の影響が大きいと考えられる業種の団体と労働者の団体にヒアリング(※3)
- ・短時間労働者の適用拡大について、反対の意を示した団体と慎重な議論を求めた団体とあり

【反対派の主な意見】

- ・適用拡大が人材確保と従業員の将来的な生活の安定に寄与することは理解するが、事業主負担増に鑑み、現行制度を維持しつつ各業種の特性に応じた対応が可能な仕組みとすることを強く求める
- ・特に個人事業主においては、非現実的な負担増と言わざるを得ず、事業主が常時雇用者を4人以下として適用除外とする雇用調整が行われる懸念あり

【慎重派の主な意見】

- ・適用拡大を進める方向性には賛成だが、企業規模や業種に関わらず個々の従業員の賃金額に応じて適用される仕組みとするべき
- ・手取り額の減少を懸念して就労調整を選択する従業員は一定数存在
- ・就労調整する従業員と将来を見据えて加入する従業員と二極化している業界もある
- ・就労調整は、労働力不足を招き、新たな人材の採用コスト増加に繋がっている
- ・適用拡大は、人員の出入りが多い業界では事務手続きの負担増になる
- ・適用拡大には、保険料の負担増大分の賃金の底上げ(最低賃金の大幅な引き上げ等)が必要ではないか
- ・適用拡大には、社会保障制度、特に年金制度に対する不信感の払拭が必要ではないか

<今後の予定>

今回にて関係団体へのヒアリングは終了し、次回(4月中旬開催予定)、ヒアリング結果を整理の上、意見交換、論点整理が実施される予定です。

(ご参考)

※1 「第4回働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」資料

(厚生労働省公表次第、こちらに掲載されます)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02848.html

※2 1回目のヒアリング結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03754.html

2回目のヒアリング結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03943.html

※3 ヒアリング対象団体は3団体

一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、

一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会、全国コミュニティ・ユニオン連合会

MEMO

4. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2019年1月～3月)

4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2019年1月～3月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
2018年 12月*	社会保障審議会「第8回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催 (2018年12月26日付メールマガジン)	○			
2019年 1月	「総合型確定給付企業年金基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項(依頼)」の発出		○		
	企業年金利回り 7年ぶりマイナス		○		
	公的年金の2019年度の年金額改定について	○			
	経済財政諮問会議にて今後の検討課題が提示				○
	内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」を公表	○			
	「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について		○		
第7回社会保障審議会年金部会の開催について	○				
2019年 2月	経済財政諮問会議にて、経済財政運営における基本的態度等が提示				○
	最低積立基準額の算定に用いる予定利率の一部改正案等		○		
	社会保障審議会「第9回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催	○			
	第1回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について		○		
	厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体にヒアリング実施				○

*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2018.10～2018.12)発行後に発行された情報です。

4. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2019年1月～3月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
2019年 3月	社会保障審議会「第10回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催	○			
	企業年金連合会「総合型企業年金基金 AUP実践ハンドブック」を公表		○		
	厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に2回目のヒアリング実施				○
	第8回 社会保障審議会年金部会の開催について	○			
	企業年金連合会、「企業年金制度研究会における議論の整理」を公表		○		
	第2回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について		○		
	厚生労働省、短時間労働者の適用拡大について関係団体に3回目のヒアリング実施				○
2019年度の予定利率について (厚年、DB)			○		

MEMO

MEMO

-
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
 - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
 - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
 - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))